

山梨県公報

第三百五十九号

令和五年

三月九日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………一二一
 - 保安林の指定の予定……………一二一
 - 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一二一
 - 豚熱の予防注射の実施……………一二三
 - 道路の区域変更(二件)……………一二四
 - 有害図書類の指定……………一二四
- ### 公告
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………一二五
 - 土地改良区役員の退任及び就職……………一二五
 - 換地計画の決定(二件)……………一二五
 - 一般競争入札について……………一二六
 - 基本測量の実施(二件)……………一二七
 - 公共測量の実施……………一二八
 - 公共測量の終了……………一二八

告示

山梨県告示第六十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年三月九日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称

所在地

山梨市立牧丘病院

山梨市牧丘町窪平三百二番地二

二 認定期限 令和八年三月二十一日

山梨県告示第六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 中央市関原字日陰山二四七八(次の図に示す部分に限る。)、字山口三五の二、一三九、一四四、一四五、一四七、一四八、一五〇、一五一、一五五の一、一五五の二、二五二三
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日陰山二四七八・字山口三五の二・一三九・一四四・一四七・一四八・一五〇
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

実施の目的

実施する区域

実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

実施の期日

検査の方法

馬伝染性貧血の発生子	アカバネ病の発生子察のため	牛の伝達性海綿状脳症の発生日況及び動向の把握のため	口湖町の区域に限る。の区域	4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織化学的検査
実施区域内で飼育している馬で飼育している区域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	同	同	同	一 中和反応検査 二 臨床検査
同	同	同	同	同	同	一 寒天ゲル内沈降反応検査

豚熱の発生子察のため	アフリカ豚熱の発生子察のため	高病原性鳥インフルエンザの発生子察のため	腐蝕病の発生子防のため	域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	二 その他必要な検査
域内全	域内全	域内全	域内全	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	一 酵素免疫測定法による検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査
同	同	同	同	実施区域内で飼育している家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査 四 その他必要な検査

山梨県告示第六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施する。

令和五年三月九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間一日までの間において対象家畜を飼育する区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	皮下又は筋肉内注射

山梨県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年三月三十日まで一般の縦覧に供する。
令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
笛吹市石和町砂原字青木七二番二地先から 笛吹市石和町砂原字青木七三番二地先まで	旧 新	二二三・〇～ 二二三・〇 二二三・〇～ 二二三・三	一七・七 一七・七

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和五年三月三十日まで一般の縦覧に供する。
令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南巨摩郡身延町中之倉字地藏之上二三六四番一地从先から 南巨摩郡身延町中之倉字地藏之上二三六五番三地从先まで	旧 新	一九・五～ 三四・二 一九・五～ 一一七・五	二九・九 二九・九

山梨県告示第七十一号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和五年三月十日から施行する。
令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
劇画ロマンスVol.18ミリオンムック66	(株) 大洋図書

RK MOOK 漫画大激闘VOL.20	(株) ぶんか社
RK MOOK COMIC シン時代劇	(株) ぶんか社
SP COMICS 今でも読まれられないアノ体験談、話しますVol.1	(株) リイド社
LEEDCAFE COMICS 魔物語〜愛しのベティ〜 魔女のベティと昭和の極道	(株) リイド社
RK MOOK 『COMIC 必剣』 Vol.21	(株) ぶんか社
こぼれムック276漫画ロマンVol.14	(株) 一水社
劇画シークレットVol.14ニッポンムック63	(株) 大洋図書
劇画エマニエルVol.18	(株) 大洋図書
RK MOOK COMIC お杏Vol.3	(株) ぶんか社
月刊劇漫スペシャル2023 3月号	(株) 竹書房

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により都留市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年三月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
山梨県知事 長 崎 幸太郎
オオツルショッピングモール 山梨県都留市田

野倉字神出三百八番外
二 届出の内容 変更
三 届出の公告日 令和四年十月二十日
四 意見の概要
1 騒音対策の実施
2 秩序ある都市形成
五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
六 縦覧期間 この公告の日から令和五年四月十日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十七項の規定により、檜山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和五年三月九日

一 退任
山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	利根川福子	北杜市高根町清里五九五番地	令和二年七月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	森本枝里	北杜市高根町清里五九五番地	令和二年八月一日

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九條の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（山地区三―一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほ

か、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和五年三月十日から令和五年四月七日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年四月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年八月九日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（山地区三―二工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和五年三月十日から令和五年四月七日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年四月二十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年八月九日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする借入物品等の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム用機器等
- (二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和五年六月一日から令和九年十二月三十一日まで

4 納入場所及び設置場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県県土整備部県土整備総務課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年三月二十八日（火）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和五年三月二十三日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和五年三月二十三日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六9(三)の問合せ先に電話で連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和五年四月十八日（火）午後二時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁本館七階会議室
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当宛てに令和五年四月十七日（月）午後五時までに到着するように送付すること。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) 入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
 - 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 最低制限価格の有無 無
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、県は、当該契約を解除することができる。
 - 9 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問合せ先 山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当（電話〇五五―二二三―一六七三）
- ※ Summary
- 1 Nature and amount of services required: A set of devices for electronic bidding and public works integrated management system for Yamanashi Prefectural Government
 - 2 Date and time for tender: 2:00PM April 18, 2023
 - 3 Bureau in charge: Administrative Division for Prefectural Land Development, Prefectural Land Development Department, Yamanashi Prefectural Government
1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1673
- 基本測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。
令和五年三月九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）
 - 二 測量の地域 山梨県全域
 - 三 測量の期間 令和五年四月一日から終了を通知するまで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 二 測量の地域 甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、南巨摩郡身延町及び南部町、南都留郡道志村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村（電子基準点測量）並びに富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（機動観測）
- 三 測量の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、UAVレーザ測量及び路線測量）
- 二 測量の地域 甲斐市牛久地先から甲斐市宇津谷地先まで
- 三 測量の期間 令和五年三月十三日から令和五年十月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南都留郡道志村地内外
- 三 測量の期間 令和四年九月十五日から令和五年二月二十八日まで